

稚内市大学修学資金貸付制度のご案内

利用できる方

稚内市に住民登録をしている方で、稚内北星学園大学に在学中又は入学が確実であり、かつ経済的理由により修学が困難な方。

※稚内市出身ではなくても、稚内市に住民票を移すことで、利用可能です。

学資金の用途

稚内北星学園大学の授業料に充当されます。

申請期間

1年生は、入学する前年の12月から翌年の5月末までの6ヵ月間（稚内市に住民登録をされていない方は、住民登録後に申請が可能となります。）

2年生から4年生（夜間主は6年生）までは、4月から5月末までの2ヵ月間

学資金の貸付限度額

【昼間主】

1人280万円を上限とし、1年次から4年次まで70万円を各学年の限度とします。

【夜間主】

1人280万円を上限とし、1年次から6年次までの授業料を各学年の限度とします。

※1度に複数学年分を借入することは出来ません。

※学納金の減免を受けている方は、減免後の額が限度額となります。

貸付利息

無利子です。借入全期間については、市が利子補給します。（※返済時の延滞利息を除く）

償還期間

【昼間主】

在学期間内で最長4年間据え置くことができ、償還期間は10年間となります。

【夜間主】

在学期間内で最長6年間据え置くことができ、償還期間は下記のとおりとなります。

在学期間（措置期間）	償還期間
4年の場合	⇒ 10年返済
5年の場合	⇒ 9年返済
6年の場合	⇒ 8年返済

その他

・この制度を利用するには連帯保証人が2名必要です。

1名は保護者又はこれに代るもの、もう1名は前者とは別生計の方となります（条件あり）。
※社会人については、保護者又はこれに代るもの以外の連帯保証人を個人以外で法人の会社（勤務先）にすることができます。

【申請に必要な書類】

○稚内市への申請時に必要な書類

	新入生	継続者
1. 稚内市大学修学資金貸付あっせん申請書（稚内市様式）	○	○
2. 家庭状況調査所（稚内市様式）	○	2回目以降の申請で、前回提出時と変更が無い場合は提出不要
3. 合格通知書（写し）又は在学証明書	○	○
4. 稚内市民であることの証明書（住民票）※発行後3カ月以内に限る	○	○
5. 連帯保証人に係る提出書類 【連帯保証人が2名とも個人の場合】 ①. 連帯保証人2名の収入（申請時の前年の収入）を証する証明書（1名は保護者又はこれに代わるもの、もう1名は前者とは別生計で以下の条件を全て満たす方） Ⅰ. 給与収入が320万円以上（所得金額が206万円以上） Ⅱ. 初回申請時若しくは変更時において満56歳以下の者	○	○
【連帯保証人の1名を勤務先（法人）にする場合】 ※社会人限定 ①. 連帯保証人1名（保護者又はこれに代わるもの）の収入（申請時の前年の収入）を証する証明書 ②. 勤務先の取締役会の議事録の写し（申請時の年度のもの） ③. 勤務先の登記簿謄本又は登記事項証明書		
6. 学生納付金領収書の写し	学生納付金を納入した後の申請時のみ提出が必要	

※例年、添付書類に不備があり申請期間に間に合わない方がいらっしゃいます。

添付書類にご不明・ご不安な点がある方は、申請期間前に稚内市教育委員会に確認することをお勧めします。



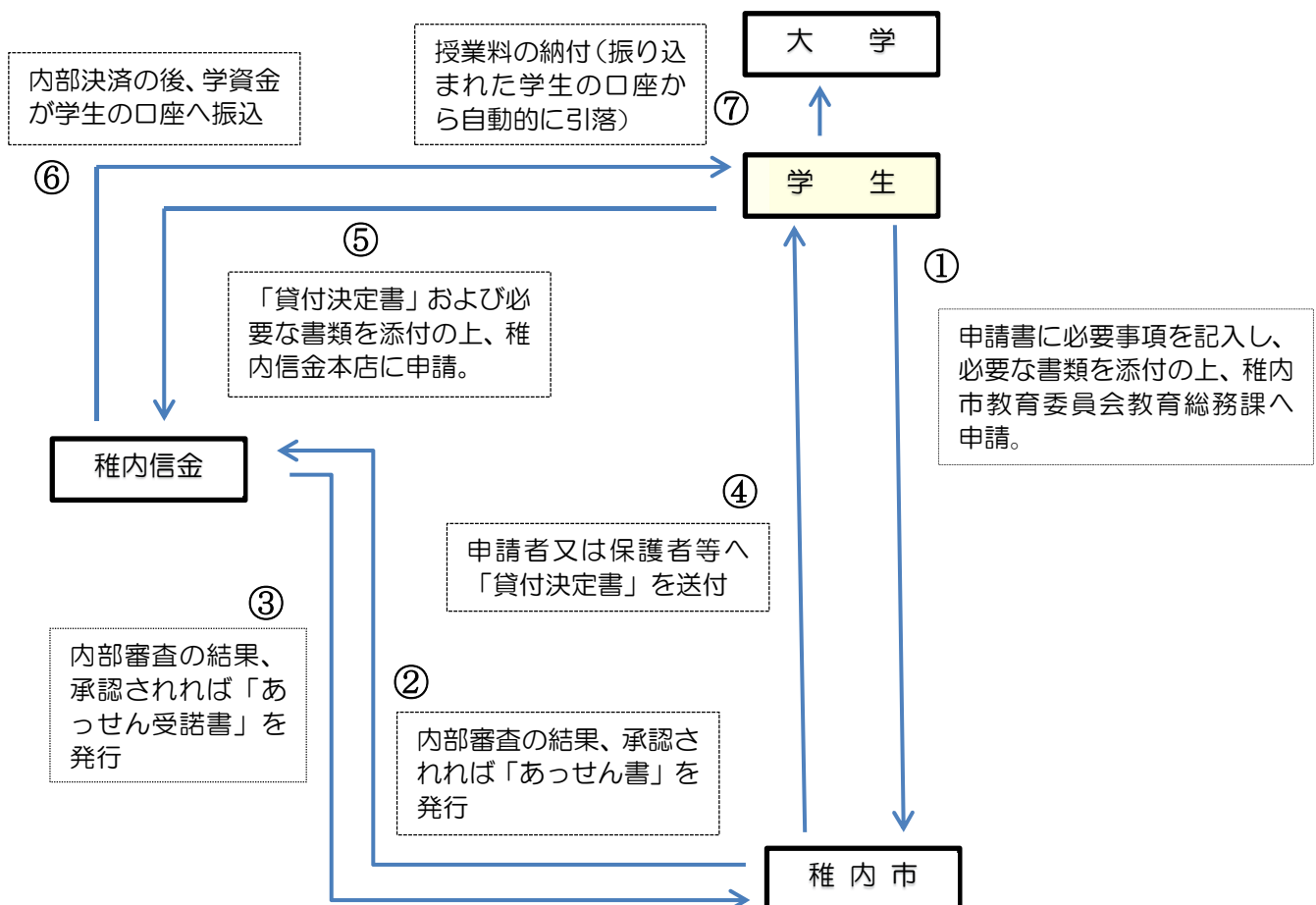
○稚内信用金庫への申請時に必要な書類（問い合わせ先：稚内信用金庫本店融資係）

	新入生	継続者
1. 稚内市大学修学資金貸付決定書（稚内市様式）	○	○
2. 戸籍謄本	○	○
3. 同意書（申請者が未成年の場合のみ）（稚内信金様式）	○	○
4. 申請者本人の印鑑証明書（稚内市のもの） ※未成年者の場合は、登録するために保護者の同意書が必須	○	○
5. 連帯保証人2名の印鑑証明書（発行から3カ月以内のもの） ※連帯保証人の1名が勤務先（法人）の場合は、保護者又はこれに代わるもののみ提出	○	○
6. 連帯保証人2名の身分証明書の写し （運転免許証（おもて・うら両面）やパスポート、健康保険証など） ※連帯保証人の1名が勤務先（法人）の場合は、保護者又はこれに代わるもののみ提出	○	○
7. 学生納付金領収書又は領収書	○	○

【注意事項】

- ①稚内市への申請と稚内信用金庫への申し込みは、必ず本人が行うようにしてください。
- ②連帯保証人が取扱金融機関である稚内信用金庫の営業区域にお住まいの場合は、その地区の稚内信用金庫支店窓口にて面前署名・捺印が必要になります。

【稚内市大学修学資金貸付フローチャート】



稚内大学修学資金貸付制度利用の注意点について

※根拠～稚内大学修学資金条例（抜粋）

（貸付の対象者）

第3条 学資金の貸し付けを受けることができる者は、次の要件を備えている者でなければならない。

- （1）大学に在学している者又は大学に入学が確実である者
- （2）住民基本台帳（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること
- （3）経済的理由により修学が困難な者であること

（貸付金の償還）

第8条 学資金の償還期限は、修業期間内最大4年間据え置くことができ、措置期間終了後最大10年以内において償還するものとする。ただし、夜間主の学資金の償還期限は、修業期間内最大6年間据え置くことができ、措置期間終了後最大8年（修業期間が5年の場合は、最大9年）以内において償還するものとする。

2 市長は、学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず貸付けをした学資金の全部について繰上償還を命ずることができる。

- （1）第3条各号に定める条件を欠いたとき。
- （2）学資金を転貸又は目的以外に使用したとき。
- （3）学資金の貸付けに係る申請内容に偽りがあったとき。
- （4）償還金の支払を怠ったとき。

（具体例）

① 休学した場合

- ・例えば、1年間休学すると、在籍5年目に入った4年生の時点で最大措置期間の4年を過ぎるため、その年（4年生）の4月から償還が始まります。償還期間は最大10年間となります。
- ・同じ学年分の貸付けを2度受けることはできません。

② 退学した場合

- ・原則その時点で一括償還となります。

③ 卒業後、償還期間内（最大10年以内）に就職その他理由により稚内市外に転居し、稚内市民でなくなったとき

- ・一括償還の対象となりますが、一括償還が不可能な場合は転居される前に稚内市と償還についての相談が必要になります。

◎下記に該当したときは、速やかに稚内市教育委員会まで連絡願います。

- ・休学・復学・退学したとき
- ・申請者・連帯保証人の氏名、住所が変更したとき

【問い合わせ先】

稚内市教育委員会 教育総務課

TEL：0162-23-6518